

各位

会社名 株式会社ティムコ
代表者名 代表取締役社長 酒井 誠一
(コード 7501 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理部長 荻原 浩二
(電話番号 03-5600-0122)

堅果シナジー投資事業有限責任組合による当社株式に対する 公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ

当社は、堅果シナジー投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本日、当社取締役会において、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、公開買付者から、対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付けに関して公開買付者が2026年4月7日に提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終決定のうえ、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報に十分にご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	堅果シナジー投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都千代田区岩本町2丁目17番4号泰合ビルII201号室	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	投資先企業の企業価値向上を通して、組合員の財産を最大化することを目的とします。	
(5) 組成日	2026年2月16日	
(6) 出資の総額	3,068,848,166円	
(7) 出資者・出資比率	公開買付者の出資者は、無限責任組合である株式会社堅果テクノであり、また投資事業有限責任組合契約及び加入契約の各締結先により出資がされています。株式会社堅果テクノ以外の他の出資者の概要及び出資比率については、本公開買付届出書又はその添付文書に記載がないため、非開示とさせていただきます。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	株式会社堅果テクノ
	所在地	東京都千代田区岩本町2丁目17番4号泰合ビルII201号室
	代表者の役職・氏名	代表取締役 王志偉 代表取締役 大澤 梅嘉
	事業内容	日本国内において継続的に投資機会の探索、投資の実行及び投資先企業への経営支援等を行うことを主たる目的とする株式会社です。
	資本金	本公開買付届出書又はその添付文書に記載がないため、非開示とさせていただきます。
(9) 当社と公開買付者との間の関係		
当社と公開買付者との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
当社と業務執行組合員との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注1)「(9) 当社と公開買付者との間の関係」の「人的関係」、「取引関係」及び「関連当事者への該当状況」を除き、本公開買付届出書又はその添付文書の記載に基づきます。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,900円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、公開買付者より2026年4月7日に開始された当社株式に対する本公開買付けについて、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

当社では、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価・検討してまいりましたが、2026年4月21日開催の当社取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明が困難な状況であり、留保する旨を決議いたしました。

本公開買付けは、当社に対して何ら情報提供や事前協議の機会のない状態で、2026年4月7日の公告により一方的に開始されました。当社は、公開買付者による本公開買付けの突然の公表を受け、本公開買付けに対する意見表明に向け、直ちに、当社、公開買付者ら（公開買付者、株式会社堅果テクノ及び厦門堅果投资管理有限公司を指し、以下同様とします。）から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人東京国際法律事務所を選任し、その助言・協力を受けながら、本公開買付けに関して公開買付者が2026年4月7日に提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の内容その他の関連情報を精査し、慎重に評価・検討を進めてまいりました。しかしながら、本公開買付届出書に記載された内容を含め、現時点までに当社が入手することができた情報のみでは、本公開買付けの目的や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する影響、本公開買付け後の当社の経営方針に関する公開買付者の意図、本公開買付けにおける買付け等の価格の根拠、並びに本公開買付けの是非及びその諸条件について評価・検討する上で重要と思われる多くの事項が不明瞭な状態にあります。

そのため、当社取締役会は、本公開買付けの是非及びその諸条件等に関し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化の観点から、慎重に評価・検討を行った上で、引き続き、本公開買付け及び公開買付者ら等について情報の収集に努めるべきであると考えております。

そこで、当社は、意見表明報告書における公開買付者に対する質問の制度を用いて、本公開買付け及び公開買付者らに関する正確な情報収集を早期に実施すべきであると判断し、本日開催の当社取締役会において、後記「7 公開買付者に対する質問」及び別紙の内容を公開買付者に対する質問として記載した意見表明報告書（以下「本意見表明報告書」といいます。）を提出することを決議いたしました。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、本公開買付けに対する当社の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として、公開買付者ら及び当社との間に重要な利害関係が存在しないことを確認した上で、後藤悠氏（当社の監査等委員である社外取締役）、菊地春市朗氏（当社の監査等委員である社外取締役）及び外部の有識者である松本保範氏（松本保範公認会計士事務所、公認会計士）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、(i) 本公開買付けの目的の正当性・合理性（本公開買付けが当社の企業価値向上に資するかを含む。）(ii) 本公開買付けの取引条件（本公開買付けの実施方法や本公開買付けにおける対価を含む。）の公正性・妥当性、(iii) 本公開買付けに係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(iv) 本公開買付けの決定（当社取締役会が本公開買付けに対して表明すべきと判断する意見の内容、その他当社による本公開買付けの手続に係る決定を含む。）が当社の一般株主にとって公正なものであると考えられるか、(v) 上記(i)乃至(iv)を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに対して表明すべきと判断する意見の内容の是非

非について、調査、検討、評価、意見、答申、又は勧告を行うこと（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を本特別委員会に諮問いたしました。なお、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、当社取締役会における本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、本特別委員会の勧告・意見を最大限尊重することを併せて決議しております。また、本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用負担の下、独自のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等の専門家を選任する権限を付与いたしました。

一方で、本公開買付けの是非については引き続き慎重に評価・検討をする必要があること、当社は、本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、当社の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として、本特別委員会を設置しておりますが、現時点においては本特別委員会の判断が示されていないことも踏まえ、本公開買付けに対する意見の表明を留保することを決議いたしました。

公開買付者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の10第11項及び同法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第13条の2第2項に従い、本意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記「7 公開買付者に対する質問」及び別紙に記載された質問に対して、法27条の10第11項に規定される対質問回答報告書を提出することが予定されております。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付届出書の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行います。そして、かかる評価・検討に加え、上記の本特別委員会の勧告又は意見も得た上、それらの内容を踏まえ、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終決定のうえ、表明する予定です。株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報に十分にご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。本公開買付届出書によれば、本公開買付けの成立により当社の流通株式比率は18.22%（下限で成立した場合）～5.75%（上限で成立した場合）となり、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準である25%を下回るとのことであります。

もっとも、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したのではなく、公開買付者は、本公開買付けの成立後、可及的速やかに、当社とも協議の上、当社の臨時株主総会を開催し、当社の役員の一部を変更し、最適な役員体制及びガバナンス体制を実現する予定である（当社とも協議の上で公開買付者において役員体制案を確定した後、当社において当該体制案への賛同が得られた場合には、当社の取締役会を通じて、最短の日程で当該臨時株主総会が開催されることを目指すとのことです。他方で、公開買付者は本公開買付書提出日現在において当社の株主ではなく、本公開買付けの決済日から起算して6箇月間は会社法297条1項に基づく株主総会の招集請求権を行使できないため、仮に当社からの賛同が得られない場合には、最短でも当該期間経過後の2026年11月下旬に招集請求権を行使することになるとのことです。）ところ、これにより、役員等所有株式が減少するため、流通株式比率が最大（当社の役員の一部を変更した場合（酒井貞彦氏、酒井八重子氏及び酒井由紀子氏が所有する株式は、酒井誠一氏が役員でなくなった場合に公開買付者が当社第56期有価証券報告書に基づき流通株式でないと考えた当社株式でなくなると考えられるとのことです。）で34.41%（下限で成立した場合）又は21.93%（上限で成立した場合）まで上昇するとのことです。また、当社の役員の一部の変更により流通株式比率が25%を上回らなかったとしても、公開買付者は、本公開買付けの成立後、東京証券取引所スタンダード市場における当社の上場維持基準の判定基準日である2026年11

月 30 日（又は 2026 年 11 月 30 日に適合しなかった場合の改善期間の末日である 2027 年 11 月 30 日）までの間に、当社株式の流通株式比率を同市場の上場維持基準を満たす水準に回復させる措置をとることを予定しているとのことです。2027 年 11 月 30 日までに流通株式比率を上場維持基準を満たす水準に回復させることができなかつた場合には、当社株式は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となりますが、公開買付者は、自己株式の消却や新株発行又は自己株式の処分を含む流通株式比率を向上させる施策を検討し、当社の上場維持のために最善を尽くす方針とのことであります。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付け後に当社株式を取得する予定はないとのことです。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

① 本特別委員会の設置及び勧告

上記 3 (2)「意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、当社取締役会意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保することを目的として、当社及び公開買付者らからの独立性を有する当社の独立社外取締役及び外部有識者によって構成される本特別委員会を設置することを決議するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問いたしました。なお、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、当社取締役会における本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、本特別委員会の勧告・意見を最大限尊重することを併せて決議しております。

② 外部アドバイザーの選任

当社は、本公開買付けの評価・検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人東京国際法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けについて慎重に評価・検討しております。なお、弁護士法人東京国際法律事務所は、公開買付者ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

4. 公開買付者と当社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付届出書によれば、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、当社の株主である、株式会社キャピタルギャラリー、大谷寛氏、株式会社人生設計、及び株式会社キャピタルギャラリーの代表取締役である青山浩氏との間で、同一の契約書において、2026 年 4 月 6 日付で、それぞれが所有する当社株式の全て（合計所有株式：709,600 株、所有割合の合計：28.65%）を本公開買付けに応募する旨を合意（以下「本応募契約」といいます。）しているとのことです。なお、本応募契約を除いて、公開買付者と応募合意株主との間で本公開買付けに関する合意は締結されておらず、本公開買付け価格の支払いを除き、応募合意株主に対して本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

本応募契約の概要は以下のとおりとのことです。

- ・ 応募合意株主による応募の前提条件は定められておりません。
- ・ 応募合意株主は、本公開買付けに応募した後、本公開買付けの期間の末日に至るまで、本応募の撤回その他本公開買付けに係る契約の解除をしてはならないとしています。
- ・ 本応募契約は、本公開買付けの決済が開始され、本株式の全部の移転が実行された日か、又は本公開買付けが撤回され、又は不成立により終了した日のいずれか早い日において、終了するとされています。

- ・ 応募合意株主は、本応募契約締結日後、本決済開始日までの間、本応募契約に基づく本公開買付けへの応募を除き、全ての当社株式の売却、担保設定その他の処分その他本公開買付けの実現に悪影響を及ぼす一切の行為を行わず、また、第三者との間で競合取引を行わないものとし、第三者から競合取引に係る提案を受けた場合は、公開買付者に対し、その旨を直ちに通知するとともに、当該提案への対応について公開買付者及び当社との間で誠実に協議するものとされています。
- ・ 本応募契約の当事者は、本応募契約に定める表明及び保証（注1）又は義務の違反に起因又は関連して相手方当事者に損害、費用その他損失（直接間接を問わず、合理的な弁護士費用を含みます。以下「損害等」といいます。）を生じさせた場合、相手方当事者に違約金として2億円を支払うほか、相手方当事者に対し、かかる損害等の補償をする義務を負うこととされています。但し、不可抗力（投資又は国際送金についての規制又は制約その他司法・行政機関等の判断等その他のいずれの当事者の責めにも帰することのできない事由を含みます。）によって本契約上の義務を履行できない場合は、違約金、その他損害賠償責任について免責されるものとしています。

(注1) 本応募契約において、応募合意株主は、①応募合意株主の属性、②本応募契約の適法かつ有効な締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在及び必要な手続の履践、③本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、④本応募契約の適法性、有効性及び強制執行可能性、⑤応募合意株主が所有する応募合意株式に対する権利及び⑥反社会的勢力との関連性の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

また、上記のほか、本応募契約においては、一般条項が規定されているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません

7. 公開買付者に対する質問

添付別紙をご参照ください。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以上

公開買付者に対する質問

第1 公開買付者グループの詳細

- (1) 堅果シナジー投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）、株式会社堅果テクノ（以下「堅果テクノ」といいます。）及び厦門堅果投资管理有限公司（Xiamen Nuts Capital Management Co., Ltd.）（以下「Capital Nuts」といいます。）につき、以下の事項をご教示ください。また、回答にあたり、公開買付者において、2026年4月7日に提出した公開買付届出書（以下「公開買付届出書」といいます。）に記載済みの旨を回答される場合には、「本公開買付届出書〇頁〇行目に記載済み」とご回答ください（以下、本書において同じとします。）。
- ① 公開買付者グループ（公開買付者、堅果テクノ及びCapital Nutsを意味します。以下同じです。）各社の組織概要、役員の氏名、名称、経歴
 - ② 公開買付者グループ各社の事業内容
 - ③ 公開買付者の組合員の構成
 - ④ 公開買付者グループ各社の従業員数
 - ⑤ 公開買付者グループ各社の財務内容・経営成績
 - ⑥ 公開買付者グループ各社の資本関係
 - ⑦ 公開買付者グループの過去の法令等（国内外の法律、政令、規則、命令、告示、通知、条例、指針、通達、行政指導、ガイドライン、金融商品取引所規則その他の規制をいいます。）違反行為の有無及び内容
- (2) 公開買付者グループにおいて、当社の属する業界における企業経営の実績、その他公開買付者グループの経営能力及び事業運営能力を示す事実があればご教示ください。
- (3) 公開買付者グループのこれまでの投資活動に関する以下の事項を各社について個別にご教示ください。
- ① 直近5年間の主要な投資先の具体的な名称及びその事業概要（株式保有割合で3%以上のものに限ります。）
 - ② 上記各投資先に対して投資を行った目的・理由
 - ③ 上記各投資先に対する投資活動の詳細（公開買付者グループが各投資先に対して行った提案行為の内容及びその結果、公開買付者グループの各投資先に対する出資割合及び各投資先における役職を含みます。）
 - ④ 上記各投資先を選定したプロセス及び選定に至った理由
 - ⑤ 投資実行後の投資先の運営方針、役員派遣の有無、業績の推移、出口戦略・投資実行後の売却・IPOの実績
 - ⑥ 日本における投資実績及び投資活動に対する知名度・評価に対するご認識

- (4) 公開買付者グループ及びその構成員と反社会的勢力(暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体を総称していいます。以下同じ。)との関係の有無(反社会的勢力との関係又はそのおそれが生じたことがある場合には、その概要及び対応状況を含みます。)についてご教示ください。

第2 公開買付けに至った経緯について

- (1) 公開買付届出書10頁によれば、Capital Nutsは、2025年11月中旬、当社がニッチながら堅実なブランド力を持つ企業という強みがあることから投資の検討を始めたとのことですが、フィッシング事業やアウトドア事業を展開する企業が多数存在する中で当社を認識し、当社への投資の検討を開始した経緯と理由を具体的にご教示ください。また、その検討の際に重視された経営ないし財務指標があればご説明ください。
- (2) 公開買付届出書11頁によれば、当社の「企業価値は市場において十分に評価されていない状況にある」と考えているとのことですが、当社に対するデュー・ディリジェンスを行うことなく、当該考察の前提となる具体的な基準、当社株式の本質的価値として評価している企業価値の水準及びかかる評価の理由についてご教示ください。
- (3) 公開買付届出書7頁及び14頁によれば、堅果テクノから当社への2026年2月18日付書面の送付及び同日付の電話での連絡に対して、当社が定時株主総会の準備のため多忙であるため当面の間協議に応じることは困難であると回答したこと、及び、当社が堅果テクノに対し、定時株主総会終了後に当該提案について検討を開始した旨や協議の準備が整った旨を連絡しなかったこと等を理由として、公開買付者は、2026年4月7日に当社に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を開始したとのこと。上記の当社に対する連絡後、本公開買付けの開始まで1カ月半以上の期間があったにもかかわらず、上記の連絡のみで当社が「積極的な協議に応じる意向がないことの表明である」と一方的に「受け止め」たうえで、応募合意株主(以下に定義します。)とのみ協議を継続し、当社の定時株主総会終了後も当社に対する何らの事前連絡・協議なしに、突如として、本公開買付けを開始することが適切と判断された理由を具体的にご教示ください。
- (4) 本公開買付けの期間・時期が適切と判断された理由を具体的にご説明ください。
- (5) 事前に当社との間で本公開買付けについて事前協議することなく、突然、本公開買付けを開始することが当社のステークホルダーの皆様にもたらす混乱等の影響、ひいては当社の企業価値に及ぼす影響について、いかなる評価・検討を行った結果、本公開買付けの開始に踏み切られたのかにつき、具体的にご説明ください。
- (6) 株式会社キャピタルギャラリー、大谷寛氏、株式会社人生設計及び株式会社キャピタルギャラリーの代表取締役である青山浩氏(以下、株式会社キャピタルギャラリー、大谷寛氏、株式会社人生設計及び青山浩氏を総称して「応募合意株主」といいます。)と公開買付者グループとの関係、応募合意株主との接触の開始時期、接触の経緯、交渉過程並びに本公開買付けが成立した場合の応募合意株主の当社株式の再取得及び経営への関与の有無について具体的にご説明ください。特に、公開買付届出書7頁に記載のとおり、公開買付者は、応募合意株主の強い要請を受けて、当社への事前の申し入れを行うことなく本公開買付けの実施に至ったとのことですが、当該実施の決断における応募合意株主の関与についても具体的にご説明ください。

第3 公開買付けの条件について

- (1) 公開買付者が、当社株式1株当たり1,900円の公開買付価格を決定するに際し、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していない理由について具体的にご説明ください。
- (2) 本公開買付価格（1,900円）は、公表日である2026年4月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,857円に対して2.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,773円に対して7.16%のプレミアムを加えた価格となっております。公開買付届出書11頁によれば、当社の「企業価値は市場において十分に評価されていない状況にある」と考えているとのことですが、上記のプレミアム水準は当社の企業価値を十分に評価した金額といえるのか、一般株主に対して提供する当社株式の売却の機会として適切なプレミアム水準となっているのか、具体的にご説明ください。
- (3) 足元の当社株式の市場株価水準に関するご認識、及び同市場株価水準を踏まえた本公開買付価格に関するご認識（プレミアム水準、本公開買付価格にて本公開買付けが成立する蓋然性、本公開買付価格の引き上げに関するお考え）についてご説明ください。
- (4) 本公開買付けは、実質的には当社株主総会において議決権の過半数を確保することができる水準となるよう買付予定数が設定されている部分買収であることや支配株主の異動が生じること等から、当社は、本公開買付けには構造的な強圧性が存在しており、公開買付者においては、応募合意株主等以外の当社一般株主の理解を得るよう努めるべきであると考えておりますが、この点についての公開買付者グループの認識をご説明ください。また、公開買付者グループが、このような強圧性を回避又は軽減するために講じる予定及びその方策等についてご説明ください。
- (5) 経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」によれば、株主によるインフォームド・ジャッジメントの機会を確保するためには、対象会社の株主や取締役会に対して十分な時間が提供されることが重要であるとして、対象会社との交渉を経ずに公開買付けが開始され、買収に関する検討や準備の時間が不足する場合、公開買付期間を30営業日より長く設定することが望ましいとされています。本公開買付けは、当社との事前の交渉を経ずに開始されており、また、(3)のとおり一般株主に対する強圧性が存在し、また、支配株主の異動により公開買付者と一般株主との利益相反構造が生じ得るにもかかわらず、具体的な強圧性や利益相反構造の回避・軽減措置は未だ公開買付者より示されていないと考えています。この様な状況において公開買付期間を現状の30営業日から延長することの想定の有無及び想定する延長期間についてご教示ください。仮に公開買付期間を現状の30営業日から延長する想定がない場合には、対象会社の一般株主や取締役会に対して十分な検討時間が提供されており、延長が不要であると考えられる理由をご教示ください。

第4 上場維持の方針について

公開買付者による本公開買付けが成立した場合、当社の流通株式比率は、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準である25%を下回る見込みであります。

流通株式比率の維持に関して公開買付届書19頁に記載が見られますが、公開買付者グループと当社現役員との間で当社の企業価値の回復・向上のための施策の方向性に一致が見られ、仮に本公開買付けが買付予定数の上限で成立し、当社現役員の変動がないことを前提とした場合、上場維持基準の判定基準日である2026年11月30日までに実施を想定する上場維持のための方策の内容、当該方策に基づく上場維持の確度について、具体的な想定流動株式比率も示しながらご説明ください。

第5 公開買付後の方針について

1. 経営方針について

- (1) 公開買付届出書17頁において、本公開買付後、当社の役員の一部又は全部を変更し、最適な役員体制及びガバナンス体制を実現するとされておりますが、現時点で想定する本公開買付後のガバナンス体制の変更の有無及び内容（具体的に変更を想定している当社の役員、変更後の具体的なガバナンス体制、「既存の中核的な経営チーム・・・の一部留任」の具体的な内容、対象者、人数及び変更後の構成を含む。）について、具体的にご説明ください。なお、「本公開買付けの公表・開始前に対象者の役員候補者となりうる人物との十分な接触ができていないため、現時点で具体的な取締役候補者を確定しておらず、今後、適任者の探索及び選任手続を進める予定とのことです。が、株式会社キャピタルギャラリーの意向を反映した人物（2026年2月26日開催の当社の定時株主総会においてなされた同社による社外取締役選任に係る株主提案にて対象とされた大谷氏、高野浩史氏、渥美陽子氏及び青山氏を含みますが、これに限りません。）を取締役選任候補とする可能性の有無、候補者の具体的な想定と選定の方法・時期・確度についてご教示ください。
- (2) 本公開買付後において、公開買付者が現時点で想定されている当社の事業計画、財務・資金計画、投資計画等があれば、その内容を具体的にご説明ください。
- (3) 当社の経営又は事業に関する評価、公開買付者として考える当社の経営課題及び成長可能性について具体的にご説明ください。
- (4) 公開買付届出書11頁以下に記載のある当社の企業価値向上のための下記の実策について、現時点で変更等がある場合には変更内容を具体的にご説明ください。
 - ① 事業改革と収益構造の改善
 - ② デジタル戦略・EC分野の強化
 - ③ 海外展開の加速とグローバル戦略
 - ④ 戦略的提携・M&Aによる相乗効果創出

2. 当社の顧客、取引先、従業員、他の株主、その他の利害関係者の処遇方針について

- (1) 本公開買付後の当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者の処遇方針について具体的にご説明ください。
- (2) 公開買付届出書18頁における、最適な役員体制及びガバナンス体制として定性的・抽象的に記載されている、①「対象者の既存の中核的な経営チーム」の当社組織に照らした対象となるチーム名と役職・人数、②「一部留任」及び留任されない対象となる役職・人数、③「適材適所への配置転換等」として想定される内容について、それぞれ当社の従業員にとって現在とどのように変更があるのか、具体的にご説明ください。
- (3) 公開買付届出書18頁によれば、現在の従業員の既存の労働契約及び福利厚生を維持する方針とのことです。が、公開買付者として、当社の従業員の労働環境・労働条件の変更や従業員の削減を求める可能性があるか、ある場合にはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるか、その内容と理由をご教示ください。
- (4) 本公開買付けが当社のビジネス（既存取引先との取引関係への影響を含みます。）、人材獲得、資金調達、社会的信用、従業員のモチベーション、労使関係その他の面において悪影響を与える可能性について、公開買付者の日本における投資実績や知名度・レピュテーションを踏まえてど

のようにお考えか具体的にご教示ください。もし、悪影響が生じ得るとお考えの場合、それらを低減する方策について、現時点でのお考えをご教示ください。

- (5) 本公開買付けが成立した場合、公開買付者グループは、当社株式を所有割合にして43.18%以上所有することになり、実質的に当社株主総会における普通決議の成否の決定権を有することになり、当社を実質的に支配する状況になると考えられます。そのような状況において、公開買付者グループと他の一般株主の間で、利害が一致しない場面が生じることが想定されますが、そのような場面に対処するための方針又は措置としてどのようなお考えをお持ちであるか、具体的にご説明ください。

3. 当社株式の追加取得・継続保有に関する方針について

- (1) 公開買付届出書18頁によれば、本公開買付後に当社の株式を取得する予定はないとのことですが、将来の可能性を含め当社の株式の取得は想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。特に、本公開買付けが買付予定数の上限に満たない数の株式数の応募で成立した場合においても、追加の当社の株式の取得は想定されていないのか具体的にご教示ください。また、仮に追加の取得を想定する場合、当社株式の追加取得の実現可能性や追加取得の方法、それに伴う上場廃止の見込みにつき、現時点での想定を具体的にご説明ください。
- (2) 公開買付届出書8頁によれば、公開買付者は、本公開買付けをもって取得する当社株式について、第三者への売却は予定しておらず、長期的に所有する方針とされており、また、公開買付届出書9頁によれば、Capital Nutsにおける投資の平均所有期間は概ね8年から10年とされているとのことです。当社株式の処分（投資回収）方針（いかなる事由が発生し、又はどのような条件が成就した場合に投資回収を予定しているのか、具体的な方法、内容及び条件並びに投資回収を予定している時期）がございましたら、具体的にご説明ください。

以上